

議 案 第 77 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市いじめ防止対策委員会の調査審議案件の複雑多様化に鑑み、同委員会委員等の報酬額を増額するため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2松戸市いじめ調査委員会委員の項及び松戸市いじめ防止対策委員会委員の項中「8,500円」を「27,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。